

閑釜裁判ニュース

1995.6.3 2000.4

第10号

釜山「従軍慰安婦」女子勤労挺身隊、公式謝罪等請求事件戦後責任を問う
閑釜裁判を支援する会
代表 松岡澄子・入江清弘

郵便振替 福岡4-47678
(閑釜裁判を支援する会)

閑釜裁判とは、一九九二年十一月一二五日以来三次にわたり、韓国釜山市などの元「従軍慰安婦」と元女子勤労挺身隊の十人が、山口地裁下関支部に、日本全国の国会並びに国連総会での公式謝罪と賠償を求めて、国を相手に提起した裁判である。

戦後補償を求める運動の吉凶坦揚で 「民間基金」の白紙撤回を！

松岡 澄子

敗戦後五十年を迎える今年、国会での「不戦・謝罪決議」に顕著なよう歴史認識を巡る攻防が熾烈であり、与野党間で政争の具になっている現実です。と同時に、山村政権が戦後処理の象徴として掲げ、日本軍「慰安婦」問題の解決を目指して打ち出した「民間基金」構想が国内外の批判にさらされ、実施受け入れ機関等の困難さもあって四月の募金スタートの予定が延び延びになります。実施に黄信号すら点灯し始めています。

閑釜裁判を支援する会は、被害当事者である元「慰安婦」の方々の強い反対の意志を尊重して、見舞金は名誉の回復を求めている彼女たちを再び傷つけるものであり、

政府が国家責任を放棄するものであるとの立場から「民間基金」反対の運動をしてきました。昨年九月四日の福岡市天神周辺でのデモを皮切りに、山場を迎えていた今、広く市民に「民間基金」の本質を理解してもらうための街頭キャンペーンを行ってきました。



下関市内でアピールする市民は、「民間基金に反対します。あなたの善意が当事者を傷つけます。」

るとしたら」の横断幕、毎日新聞への意見広告の拡大コピー、昨年九月四日のデモの拡大写真、「あやまれそしてつぐなえ」「ごまかしの民間基金に反対」のゼッケン等のアピールグッズに目を止め、マイクの訴えに耳を傾け、コンパクトな四つ折りのチラシをよく受け取ってきました。街宣車は「元『従軍慰安婦』に国の責任で謝罪と補償をせよ！」の幕を張って、天神界隈に「民間基金」反対の言葉を鳴り響かせました。

参加者は十五名、用意した二千枚近いチラシは予定の一時間前になくなり反響は上々でした。夕方のニュースでKBCテレビが報道し、統一日報に記事がのりました。

下関で

五月十五日、第九回口等弁論終了後、下関市内を約一時間デモ行進しました。女子勤労挺身隊だった林さん、柳さん、林文淑さんは、すべての道程を先頭で歩かれました。五年前女子勤労挺身隊として日本に連行され、初めて降り立った下関の地でデモをしたことは感慨深いものがあつたでしょう。

私達の主張を三枚の横断幕と三五本のプ

ラカード、二十枚のゼッケンに託して約六十人がデモ行進しました。

「国が責任で謝罪と個人補償を！」 「日本政府は民間に責任を転嫁するな」とマイクで語り、力強いシュプレヒコールが静かな下関の街にアピールし続けました。道行く人や家から出でてきた人達にビラを渡していくと、各紙が写真入りで大きく報道してくれました。

福岡

「民間基金」反対六・一八集会にご参加を！

街頭アピール行動の第三弾として「日本軍『慰安婦』への、ごまかしの『民間基金』に反対する六・一八集会」を予定しています。

冒頭に述べた通り、戦後五十年国会決議のゆくえは混沌としています。

五月二九日、日本武道館において、第二次世界大戦中の日本の軍事行動がアジア諸

国の独立の契機となつたという考えに基づく「アジア共生の祭典」が一万人規模で開かれようとしています。この祭典は日本遺族会、神社本庁等で組織する戦後五十周年

周年国会議員連盟」、新進党の「正しい歴史を伝える国会議員連盟」が後援しています。こうした事態に対しても中国は、「侵略の事実を否定されれば引き下がるわけにはいかない」と不信感を募らせていました。韓

国も過去の問題に対する日本の姿勢に注目し、日本の本音を図る尺度として、国会での決議問題に目を注いでいます。国会決議で必要なのは謝罪と戦後補償に取組む決意です。歴史の生き証人であるアジアの戦争被害者達を見殺しにしてきた戦後五十年の戦後責任こそが国会でそして私たち一人一人に問われているのではないかでしょうか。

ごまかしの「民間基金」で戦後責任の幕引きを図る政府の企みを許さないために、「民間基金」を白紙撤回に追い込みましょう。

「民間基金」反対の運動は全国で盛り上がりています。北九州においても「公式謝罪と戦後補償のない『戦後五十年』の決着を許すな六・四市民集会」が予定されています。福岡に於ける六・一八集会とデモに多数のご参加を訴えます。

第九回 口頭弁論と報生口



落合口道夫
森田喜之

侵害に対して補償があるならば、生命・身体への侵害に対して補償があるのは当然である。

②被告の準備書面

永野法相（当時）が「従軍慰安婦は当時の公娼」と発言したことに対し、昨年六月二十日の第五回口頭弁論の準備書面で山崎弁護士は、この発言は従軍慰安婦に対する人権侵害ではないか、と被告に謝罪を求めていた。これに対し、今回提出された準備書面で被告は概略次のように答えている。

元法相の「従軍慰安婦＝公娼」発言は、

従軍慰安婦「一般」に対して行つたものであり、特定の従軍慰安婦一人一人

に対して行つたわけではない。従つてかつ、限定的な場合については適用する可能性があるにすぎない」と主張する。しかし、本件は、多大の犠牲を朝鮮人に強いたものであり、かつ、敗戦後五十年経た現在である」と主張する。しかし、現憲法も明治憲法も、違法行為に基づく損失補償を排斥してはいらない。

(1) 被告は、「過去の日本の違法行為について損失補償を請求するのは適用範囲外である」と主張する。しかし、現憲法も明治憲法も、違法行為に基づく損失補償を排除してはいらない。

(2) 明治憲法の下における損失補償制度について

(ア) 被告は、「明治憲法下の学説からずる」と主張する。しかし、財産権に対する損失補償ということ自体が考えられない」と主張する。しかし、財産権を侵され、韓国世論の大反発が起つた経緯がある。この事実だけを見ても、今回の被告の返答は詭弁でしかないことは明らかであろう。これについてはさらに反論

去る五月十五日（月）、第九回口頭弁論が山口地裁下関支部で行われた。今回は原告の朴うじさん、柳下さん、朴うじさんの三人と、釜山挺対協会長の金文淑さんが来日され、裁判に参加された。

①原告の準備書面

今回は、①原告が準備書面を提出した、②被告である国が準備書面を提出した、③弁護士が女子労働挺身隊の資料を開示するよう国に要求した。

(イ) 同様に被告は、明治憲法下の学説に基づいて「國家無責任の原則」を主張する。

しかし、これにはあたらない。

(ウ) 被告は「損失補償は極めて控えめに、かつ、限定的な場合については適用する可能性があるにすぎない」と主張する。しか

し、本件は、多大の犠牲を朝鮮人に強いたものであり、かつ、敗戦後五十年経た現在もなお原告らに謝罪と補償がなされていないという極めて限定的な場合である。

(エ) 裁判所には救済法的観点も取り込んで判断を下すことが求められる。

(オ) 被告は「明治憲法下では生命・身体に対する損失補償ということ自体が考えられない」と主張する。しかし、財産権を侵され、韓国世論の大反発が起つた経緯がある。この事実だけを見ても、今回の被告の返答は詭弁でしかないことは明らかであろう。これについてはさらに反論

をしてゆくことになっている。

③弁護士が女子勤労挺身隊の資料開示を国に要求

山本弁護士は女子勤労挺身隊の資料を開示することを被告に求めた。女子勤労挺身隊の歴史的事実を掘り起こすには、現在のところ、勤労に従事させられた当人からの聞き取り調査による以外方法がないため、把握できる史実は個人的な範囲のものに限られている。女子勤労挺身隊の全体像（すなわちその決定過程、規模等）を解明するためには国が所持している資料を調査する以外ない。関釜裁判は、女子勤労挺身隊について国の責任を問う唯一の裁判であり、裁判の意義は、女子勤労挺身隊の歴史的事実の全体像を解明していくことにある。山本弁護士は判決の内容を度外視しても、国は資料を開示すべきだと要求した。

裁判長も「この要望については被告はご検討くださるよう」ということであつたので、次回以降の行方を見守りたい。

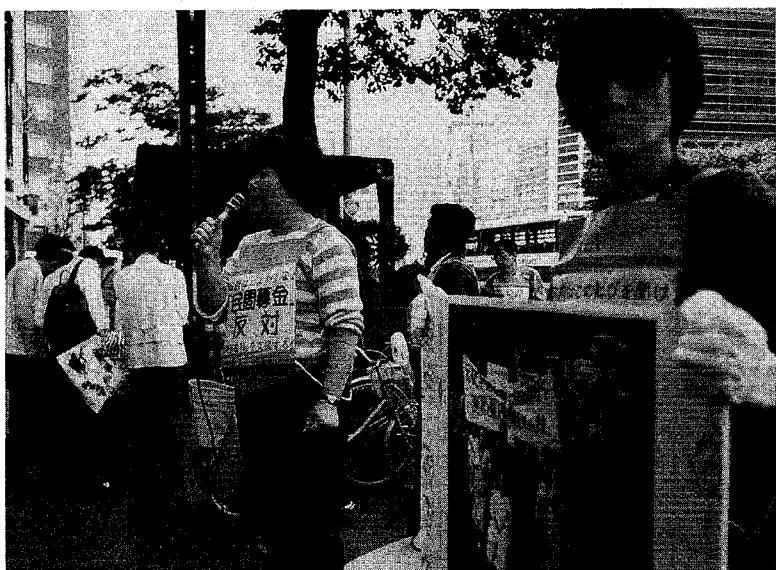
審理は、山崎弁護士による準備書面の説明、山本弁護士による資料開示要求などがあつたため、二十五分ほどであつた。予想以上に内容のある裁判であつた思う。傍聴

者は、法廷が満員になる四十八人で、入廷できなかつた人も五人出た。下関市、山口市、北九州市、筑豊、福岡市などから支援者が集まつた。

口頭弁論に引き続き、街頭デモを行つた（詳しくは一頁参照）。

その後、下関バプテスト教会で報告集会が行われた。山崎弁護士・李弁護士による裁判の解説の後、関釜裁判を支援する会の花房事務局長から「民間基金」と「戦没者追悼決議」に反対しようとのアピールがなされた（「民間基金」と「戦没者追悼決議」については、詳しくは本紙第九号参照）。

報告集会には四十人が参加した。裁判傍聴者（五十三人）のほとんどが、帰ることなくデモ・報告集会にも参加していくことに、支援者の熱意の強さを感じた。



読んでみよとか？

「従軍慰安婦」(吉見義明著)

岩波新書
資料に基づいて整理され
分かりやすく本です。

元女子勤労挺身隊

柳 T さん

朴 S.O. さんと語る。



カトリック大名町教会 佐田一兵

五月十四日（日）午後二時から大名町教

会で、福岡地区カトリック正義と平和協議
会の今年の活動テーマ「シリーズ『戦後五
十年』を考る」の第二回目として、女子

勤労挺身隊であった三人の韓国人、柳 T
さん、朴 S.O. さん、朴 S.U. さんと語らいの
場を持つことが出来ました。三人のお話を

聞いて、当時のいきさつとして、共通点が

ありました。それは当時数え年で十二～十

三才ということもありますが、村長さんや
学校の先生から甘い言葉で誘われたといふ
ことです。日本に行けば生け花、裁縫を習

うことが出来、又女学校を卒業することが
出来ることを写真やスライドを見せられな
がら薦められ、とても嬉しかったそうです。
成績の良い生徒から選ばれた為に本人たち
も親の反対を押し切って日本へ行く事に希
望を持っておられたそうです。又先生の言
う事は神様の言うことと信じ、天皇陛下の
為に働くと思ったという言葉には内鮮一

体という当時の雰囲気が感じられました。
しかし、日本に着いたら習いごとはたった
一回だけしかなく、後は労働力の不足を補

うために当時、男子がしていた仕事を十分
な食事も与えられることなくさせられ、と
ても酷使されたそうです。一日中立ちっぱ
なしの仕事、個人行動は一切禁止で団体行
動だけ、監禁と同じような生活を強いられ

た話には、通訳の若い李銀鮮さんの目に
涙がひかりました。その当時の働きに対し
て賃金もいまだ未払いのため現在、裁判を
おこされています。しかし三人はお金の問
題ではないことを強調されていました。そ
の事が何を言わんとしているかは誰にでも
分かる事です。

私も三人が現在、裁判されておられるの
を聞いていたので最初は緊張ぎみでしたが、
ゆっくりお話をしている内に人の良いおば
さん（おばあちゃん？）と話をしているこ
とに気がつきました。「日本人に恨みはあ
りませんか？」との参加者の質問に対し、
朴順福さんは「全然ありません。何も分か
らないで日本に連れて来られたのですから」
と答えておられました。集まりの後のお茶
の席で、朴 S.U. さんが「私は今でも自分を
日本人だと思っています。歌が好きで、今

はたくさん歌える」と話されていたのが印
象的でした。



5/14 大名カトリックにて 撮影 佐田さん
右から金文淑さん、朴 S.O. さん、朴 T さん 5
朴 S.U. さん。

原告席在記

の韓国式おかゆの作りかたも。体を温める
薬草茶の作り方も。

新緑が目にまぶしい五月十一日午後一時半、原告団は福岡空港に到着。

朴らるさんは五度目、柳下さんは四度目、朴らしさんは三度目、金文淑さんは数知れずの来日です。

提訴ではじめて来日されてから二年半。原告団をお迎えするのは八度目になりますが、長かったような、短かったような……（早く解決してほしいと願う原告たちにとっては、あまりにも長い時間です）。裁判で

来日されるたび、日本人といい出会いをして、彼女たちが少しでも癒されたいと

りながら、働き者で賢い「女性」の姿が見えてきました。そう！魅力的な女性たちです。こちらが真心をもつて接すると、あふれるほどの愛情を注いでくれます。

日本に住むたくさん的人が彼女たちといい出会いをしてくれることを願ってやみません。

しかし皆が帰国されて、若干の疲れの中、空虚というか、寂しい思いに浸つていると、癒されていたのはこちらのほうではないかと感じさせられます。四泊五日全行動を共にするという濃密な接し方を初めてしたので、今はとても整理することができません。

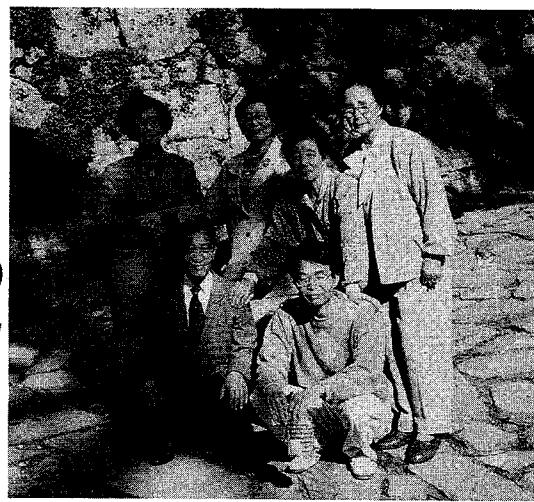
朝の散歩のとき、野草を摘んできて食べ方を教えてもらいました。体の弱ったとき



（花房恵美子）



▲大蔭公園にて



▲福岡城址にて

村山首相が戦後処理の象徴として掲げ、従軍慰安婦問題の解決を目指して打ち出した「民間基金」

が点灯し始めた。

政府はこの構想を早期に実現するため、「四月の募金スタート」を目指していたが、最大の協力団体と頼んでいた日本赤十字社が「国内外の支持が得られない」と難色を示し、韓国など関係各国も民間任せでいる基金構想に強く反発。元慰安婦へ一時金を年内に支給するといつて当初計画は絵にいた餅(もち)になりかねない状況だ。

元慰安婦への「運びきるいたわり」(中国外交部)を戦後五十年の節目の最大の事業と位置付けた首相ひとり、大きな誤算といえる。

根回しも必要

今月十日、村山首相は出身母体の自治労の後藤委員長を官邸に招いた。首相「連合を認得し、募金活動に協力する体制をつくってくれないじやるうか」

後藤氏「直ちに『賛成』と言つわけにはいきませ

ん。根回しも必要でしょ
う」

政府はアジア各団との
国家間の賠償問題は基本

社会党の「部には」「
の立場で終わっている」と立
て、要請を固辞する

頭抱える官邸

構思二重信号

民間基金



難航する従軍慰安婦問題

善資金と女性の人権擁護活動などに取り組んで

いる非政府組織(NGO)

にも補助金を支出する方針を決めた。

これに対し、韓国やフ

ィリピンの元慰安婦は「

東に日本政府は責任の所在をあいまいにしている」と批判。目立った動きを見せなかつた中国でも、高島が「民間賠償権は否定しない」とし、元慰安婦らが日本側に謝罪

のNGOに対する補助事業を十年程度の継続事業に転換する方針を固める。それでも「実質的な政策筋」として、政府資金に婦問題を取り組んできた夫婦に相談しなければならない」と検討に着手した。

府補償につながる(官邸

筋)として、政府資金に

婦問題を取り組んできた夫婦に相談しなければ

なりません。ぜひ、その代

表記就任していただきたい

ななどの検討に着手した。

それでも「実質的な政

策」として、政府資金に

裁判を傍聴しましよう

第10回口頭弁論

95年8月21日(月)
午後1時15分より

戦後補償法の立法不作為にたいする国の賠償責任を、敗戦直後の国会における「戦争責任決議」から論証します。

敗戦50周年目の戦後補償裁判に、多数の方のご参加を!

■ ■ ■

なお、傍聴のための抽選整理券は、1時間前より配られます。早めにお越しください。

山口地裁下関支部

下関市上田中町8-2-2

0832-22-4076

JR山陽本線下関駅から北浦線（または東駅を通るバス）山之口下車

自動車の場合は椋野（むくの）トンネル付近で尋ねること

福岡の人は車で一緒に行きましょう。

集合場所：九州キリスト教会館

集合時間：午前10時15分

関釜裁判を支援する会・活動日誌(9)

1995年

- 4月23日 「民間基金」反対の街頭宣伝（西鉄福岡駅前にて、1500枚ビラまき）
4月25日 福岡県知事に8月15日の戦没者追悼式を主催せず、公金を支出しないよう46団体で申し入れ。
5月9日 第25回定例会（賛同10団体と共に6・18集会への取り組みについて）
5月11日 会報編集会議
5月12日 金文淑さんと原告3人第9回口頭弁論のため来福
5月14日 元女子勤労挺身隊・柳丁さん、朴Sさん、朴Sさんを囲んで。（大名カテドラルにて、福岡地区カトリック正平協主催・30人参加）
5月15日 第9回口頭弁論その後下関市内デモ（参加60人）
5月20日 「あの戦争は何だったのか？日本の侵略展・福岡」結成集会。（関釜裁判を支援する会、呼びかけ団体に）
5月22日 8月15日集会の実行委員会に参加
5月27日 会報編集作業
6月3日 会報10号発行

於キリスト教会館

〔次回定例会 6月13日(火) 19:00~〕

メニタイ
明太がつぶやく♪

★ 子東柱（ユンドンジ）の詩を読むサークルに参加しています。彼が死んだ二ヶ所（戦前に福岡の刑務所で獄死）子東柱の詩を読み解くこととに、因縁めいたものを感じています（Y.S.）

◆ 50の手習い、ワ-7回でやいは仕事1か月。定例会のレジX 次からはワ-7回で作れるかな？（後）

6月18日 13時30分より

大名カテドラル 4F

「民間基金」に反対する6・18集会

◆ 講演

鈴木裕子さん 「民間基金」について

奥村悦夫さん 「追悼・感謝決議」について

◆ 参加費 600円